

写

28 消安第 4271 号
28 生畜第 1122 号
平成 28 年 12 月 27 日

飼料輸出入協議会理事長
全国飼料輸入協議会会長
全国農業協同組合連合会代表理事理事長
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長 } あて

(農林水産省) 消費・安全局畜水産安全管理課長
生産局畜産部飼料課長

輸入粗飼料に残留したクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害への対応について

牛ふん堆肥に含まれるクロピラリドが原因と疑われる作物の生育障害の発生については、平成 17 年当時に複数の事例の発生が見られたことから、「牛ふんたい肥の施用によるトマト及びミニトマトの生育障害発生への対応について」（平成 17 年 11 月 25 日付け 17 生産第 4619 号消費・安全局農産安全管理課長、畜水産安全管理課長、生産局農産振興課長、野菜課長及び畜産部畜産企画課長連名通知）

（参考 1）を発出し、被害防止対策の実施や被害情報の提供等をお願いするとともに、飼料輸入業者に対して情報提供を要請（平成 17 年 12 月 1 日付け 17 消安第 8621 号消費・安全局畜水産安全管理課長通知）（参考 2）しているところです。

また、これに関連し、平成 18 年 9 月 15 日付け事務連絡（参考 3）で、飼料輸出入協議会におけるクロピラリドの残留の低減に向けた取組を、参考として粗飼料輸入業者に対し情報提供したところです。

しかしながら、依然として輸入粗飼料に残留したクロピラリドが原因として疑われる生育障害の事例が散見されることから、農林水産省ではこれまで以上に徹底した対応を行うため、今般改めて「牛ふん堆肥中のクロピラリドが原因と疑われる園芸作物等の生育障害の発生への対応について」（平成 28 年 12 月 27 日付け関係課長通知^(注)）を発出したところです（参考 4）。

クロピラリドについては、家畜や人に対する毒性は低く、また、時間が経てば家畜の体内からほとんど排出されるため、輸入粗飼料に残留したクロピラリドが原因となって、家畜自身やその畜産物を摂取した人に対して健康被害をもたらすことはないと考えられます。

一方で、クロピラリドはごくわずかな残留量で園芸作物等に生育障害の影響を及ぼすことが知られていますが、家畜の体内から排泄されたクロピラリドが残留した牛ふん堆肥の施用による園芸作物等の生育障害を防ぐことは重要です。

つきましては、輸入粗飼料に残留したクロピラリドによる園芸作物等の生育障害を防ぐため、貴会におかれましては、下記について対応していただきますようお願いいたします。

記

- 1 輸入粗飼料中のクロピラリドの残留の低減を図るため、
 - ① クロピラリドの使用の有無を把握し、必要に応じて可能な限り高い感度の残留検査を行う
 - ② クロピラリドが使用されていないことが確認されていない粗飼料を取り扱わない
等の取組に努めること。

- 2 輸入粗飼料を販売する場合は、
 - ① 生産地及びクロピラリドが残留している可能性の有無
 - ② クロピラリドが残留している可能性を否定できない粗飼料を販売する場合は、「当該粗飼料を給与した家畜から生産された堆肥を、トマト、ナス、スイートピー、マメ科牧草等のクロピラリドに対して感受性の高い作物を生産する園芸農家等に販売・譲渡又は自ら施用する場合には、生育障害が出ないことを生物検定法等により確認したり、堆肥製造時に活性炭を混合する等の被害軽減対策を実施した上で販売・譲渡又は施用するよう、畜産農家、堆肥製造・販売業者、園芸農家等に伝達すること」
について、輸入粗飼料の販売先に伝達すること。
情報伝達に当たっては、別添パンフレットを適宜御活用願いたい。

- 3 1及び2についての会員の取組状況について、別紙の調査票により平成29年1月20日(金)までに農林水産省生産局飼料課需給対策第1班(メールアドレス: shiryousan@maff.go.jp 又はFAX:03-3502-8294)に御報告願います。

(注) 平成28年12月27日付け28消安第4228号消費・安全局農産安全管理課長、28消安第4230号畜水産安全管理課長、28生産第1606号生産局園芸作物課長、28生産第1607号技術普及課長、28生産第1602号農業環境対策課長、28生畜第1121号畜産部畜産振興課長、28生畜第1120号飼料課長連名通知

(参考1～4は略)

輸入粗飼料に由来する

堆肥を販売・譲渡・施用する際にはご留意ください！

海外で使用された農薬成分(クロピラリド)が残留した輸入粗飼料が家畜に給与された場合、**堆肥を通じて、トマト、スイートピー等の園芸作物や、マメ科牧草等※の生育に障害を起こす可能性**があります。



○ 輸入粗飼料を購入する際には、履歴を確認しましょう。

- ➔ 当該飼料にクロピラリドが残留している可能性があるかどうか、必ず**販売業者に確認**※し、その記録を残しましょう。

※ 飼料輸入・販売業者に対し、販売の際には当該情報を必ず伝達するよう指導しています。

○ 堆肥（排せつ物）を販売・譲渡する際には、情報を伝達しましょう。

- ➔ クロピラリドが残留している可能性がある飼料を給与した家畜に由来する堆肥（排せつ物を含む）を、耕種農家や堆肥センターに販売・譲渡する際には、**「この堆肥はクロピラリドが残留している可能性があるため、使用に当たっては留意する必要がある」**ことを必ず伝達しましょう。

○ マメ科牧草に堆肥等を施用する場合には、留意が必要です。

- ➔ **生育障害が出ないことについての確認**や、堆肥製造時の活性炭の混合等の**被害軽減対策を実施した上で施用**しましょう。

～ 参 考 ～

- ・クロピラリドは、広葉雑草(クローバーなど)を枯らす除草剤で、我が国が粗飼料の大半を輸入している米国、豪州、カナダ等で使用されています(日本での使用は認められていません)。
- ・クロピラリドは、家畜や人に対する毒性は低く、また摂取しても時間が経てばほぼ全量が排泄されるため、飼料に残留していても、家畜や人の健康に影響を及ぼす心配はありません。
- ・クロピラリドは、トマト、ナス、大豆、スイートピー、マメ科牧草などの作物にごく低濃度でも障害を引き起こす可能性があります(イネ科作物は耐性があるため、通常の施用量では稲、麦、とうもろこしやイネ科牧草の生産に障害を引き起こす心配はありません)。

お問い合わせ先

農林水産省生産局畜産部飼料課流通飼料対策室 TEL 03-3591-6745